

情報通信法学研究会(2025年3月17日)

革新的技術の進展と個人情報保護の整合化スキーム  
——イギリス規制のサンドボックス制度の実践例に照ら  
して

友岡 史仁(日本大学)

# 1 はじめに

- パーソナルデータの利活用という視点について(ビッグデータ利活用、「公共データの民間開放」、官民データ活用推進基本法・・・)
- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法37号)による個人情報改正・官民一元化
- ビジネスチャンス、活用方法の多方面での模索

# 1 はじめに

- プライバシー権侵害からの保護という観点と利活用に係る技術促進
- 経済産業省「新たなガバナンスモデル検討会」から公表された最終報告書『GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて』の存在
- プライバシー保護を維持しつつも革新的技術の進展を妨げない制度設計の方策が検討される傾向

# 1 はじめに

- アジャイル・ガバナンス：機動的で柔軟な統治方法を意味し、デジタル技術を念頭に革新的技術に係る規制の在り方として提唱された思考方式
- 革新的技術の進展を既存の法制度と融和させるうえで有用な思考方法
- 具体的実践例：政府内で検討されるが依然表面化されていない様子？

# 1 はじめに

- サンドボックス制度 (Regulatory Sandboxes) に注目
- イギリス・情報コミッショナー局 (Information Commissioner's Office) による個人情報保護分野における革新的技術の促進に係る試みとして応用されている実践例あり
- 進展を妨げずに個人情報保護の価値を維持していく視点が重要

## 革新的技術の進展と個人情報保護制度の整合化スキーム

### 2. 1 データ利活用と革新的技術の関係

#### 2. 1. 1 個人情報保護法の枠組みから

- 個人情報を電子的に処理し得る状態（いわゆる「データ化」）にする上で、当該本人のプライバシー保護が適切に図られることは、パーソナルデータの利活用を行う上での第一歩
- 個人情報保護法：パーソナルデータの有無にかかわらず、法順守（コンプライアンス）型の課題指向によることが期待されていることを意味し、私企業・行政機関に限らず、個人情報の保護に資するための一般的制度

## 革新的技術の進展と個人情報保護制度の整合化スキーム

### 2. 1 データ利活用と革新的技術の関係

#### 2. 1. 1 個人情報保護法の枠組みから

- 個人情報保護法には、一定の技術を所与として、そこに個人情報の法的価値を脅かす可能性に対する事前規制としての意味が強い
- 個人情報に備わる価値(プライバシー権等)を法的に保護という視角から、その規制・規律の方法(強化)を目指すこと

## 革新的技術の進展と個人情報保護制度の整合化スキーム

### 2. 1 データ利活用と革新的技術の関係

### 2. 1. 2 革新的技術の進展に対する個人情報の取上げ方

- 革新的技術: 進展に応じて様々な利活用が発見されるため、規制・規律の方法(強化)を目指す個人情報保護法に対し「革新的技術」の射程を一義的に決せられない
- 典型例: サイバーセキュリティ技術、暗号アルゴリズム、生体認証技術(バイオメトリクス)、生成AI(人工知能)、量子コンピューターなど

## 革新的技術の進展と個人情報保護制度の整合化スキーム

### 2. 1 データ利活用と革新的技術の関係

### 2. 1. 2 革新的技術の進展に対する個人情報の取上げ方

- 農林水産分野、国土交通分野、金融分野（フィンテック）、先端医療、環境保護など縦軸の思考に沿って、それぞれで起し得る革新的技術に係る個別的課題として取り上げられてきた
- 個人情報というカテゴリーとして分野横断的な課題と認識されてきたわけではないという見方

# 革新的技術の進展と個人情報保護制度の整合化スキーム

## 2. 2 整合化スキームの具体化

### 2. 2. 1 問題の所在

- 革新的技術と個人情報保護の関係性を整合的にとらえるうえで、いったい何が求められるべき法的・制度的な在り方であるか？
- 整合化に係る現実的問題の存在：「課徴金や団体による差止請求制度といった一部規制・規律の強化の議論だけが先行し、現段階で結論が先に出るのは時期尚早ではないか」といった意見紹介（『個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書』（2024年12月25日）8頁）

# 革新的技術の進展と個人情報保護制度の統合化スキーム

## 2. 2 統合化スキームの具体化

### 2. 2. 2 アジャイル・ガバナンスによる試み

- 被規制者側が規制者側の利害をくみ取ることはしても、最終的なスキームの決定は規制者側に委ねられてきた
- 革新的技術の進展には“共同規制”などのステークホルダーの関与を期待する仕組みが提唱されてきた
- アジャイル・ガバナンス: デジタル技術を念頭に革新的技術に係る規制の在り方として機動的で柔軟な統治方法
- アジャイルネーションズの構築、世界経済フォーラムでの推進活動等による国際的取組みの実践例
- 個人情報保護との絡みでは、アジャイル・ガバナンスによる試みであっても、革新的技術との直接的な関係に触れるというよりは、法順守(コンプライアンス)型の課題指向を先決とした思考方法

# 革新的技術の進展と個人情報保護制度の統合化スキーム

## 2. 2 統合化スキームの具体化

### 2. 2. 2 アジャイル・ガバナンスによる試み

- 最終報告書：Society 5.0におけるガバナンスの終局目標として「幸福」および「自由」という概念を据えたうえで、その中核的価値である「基本的人権」の具体的目標の中に「プライバシー・個人情報」を取り上げている(36頁)
- ステークホルダーによるゴール設定の可能性に触れている点

# 革新的技術の進展と個人情報保護制度の整合化スキーム

## 2. 2 整合化スキームの具体化

### 2. 2. 2 アジャイル・ガバナンスによる試み

- 既存の実践例：匿名加工情報の作成方法等の具体的なルール形成を民間の業界団体に実質的に委任する場合（山本龍彦「アジャイル・ガバナンスと憲法——ポストコロナの統治システムを考える」法律時報95巻8号（2023年）33頁）
- 法順守（コンプライアンス）型の課題指向にとどまっているということ

# 革新的技術の進展と個人情報保護制度の整合化スキーム

## 2. 2 整合化スキームの具体化

### 2. 2. 3 整合化の実践スキーム

- 理論的スキームそのもの：既存のプライバシー権保護に係る制度設計を低下させてまで技術進展を期待すること自体に妥当性はないという点は首肯
- 最終報告書：「アジャイル・ガバナンス実践のための環境整備」として、ステークホルダーによる関与の仕組みを構築することが示されている点（①政府の政策決定への参加機会の確保、②企業のガバナンスに関する対話の機会の確保、③官民の垣根を超えた知の共有）
- アジャイル・ガバナンスが目指す内容が、何をもって具体化されるかについては、最終報告書の中から必ずしも明らかでない面あり

### 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

#### 3. 1 規制のサンドボックス制度の意義

##### 3. 1. 1 制度の概要と位置付け

- 最終報告書:「規制のサンドボックス制度」=「規制の設計への関与」の一種
- 発祥はイギリス金融行動監視機関 (Financial Conduct Authority)
- イギリス:金融・電力・ガス分野と並び個人情報保護分野についても採用
- 既存の規制枠組みを維持しつつ革新的技術の進展を企図する場合のスキームとして独立してとらえる(手続の法制度化に至っていない):新たな統治モデルの一環として位置付ける日本の場合とは取り上げ方を異にしている

### 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

#### 3. 1 規制のサンドボックス制度の意義

##### 3. 1. 1 制度の概要と位置付け

- 母国であるイギリス以外にも主にコモンロー諸国への波及が著しい
- アメリカ: 連邦では消費者金融保護局 (Consumer Financial Protection Bureau) によるフィンテック企業に対する「ノーアクションレター制度」の活用がこれに代わるもの
- 個人情報保護分野に限定すると金融規制に比べてその利活用は極めて限定的
- 現在では大陸法の諸国でもこの制度活用が図られていることも事実であり、世界的な標準スキームと化しつつあるといつてよい

### 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

#### 3. 1 規制のサンドボックス制度の意義

##### 3. 1. 2 日本の制度的特徴

- 日本:「新技術等実証制度」と称し、まずは生産性向上特別措置法に基づき構造改革特別措置法と類似の制度設計が試みられた後、現在は産業競争力強化法に基づき恒久化されている実態
- 革新的技術の進展の中核を担う中小企業等をはじめとした民間企業が当該技術の社会実装を可能にすることで問題がなければ既存規制を緩和
- 世界的な標準スキームとは異なる傾向にあるもの等

### 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

#### 3. 1 規制のサンドボックス制度の意義

#### 3. 1. 3 取り上げるべき視点

- イギリスの実践例：個人情報保護に係る法規制当局であるICOにおいて、個人情報保護に係る「規制のサンドボックス制度」を活用した革新的技術の進展との整合化を目指した実践例

### 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

#### 3. 2 ICOにおける制度スキームと実践例

#### 3. 2. 1 イギリス個人情報保護法制と革新的技術

- イギリスの個人情報保護法制：EUにおける一般データ保護規則（General Data Protection Regulation: GDPR）の継承、国内実定法は2018年データ保護法（Data Protection Act 2018）
- イギリスの制度的特徴：情報コミッショナーという本来個人情報保護を主体とする規制当局が率先して革新的技術に対する一定の規制方針を打ち出そうとしている点

### 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

#### 3. 2 ICOにおける制度スキームと実践例

##### 3. 2. 2 ICOにおける組織スキーム

- ①規制のサンドボックス制度の位置付けとして「革新的で安全な方法においてパーソナルデータを利用する製品およびサービスを開発する組織を支援するICOが開発した無料サービス」であること
- 利用可能とされる判断基準：革新性 (Innovation)、公共の利益 (Public benefit)、「サンドボックス計画の実現可能性 (Sandbox plan viability) の三つ

### 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

#### 3. 2 ICOにおける制度スキームと実践例

##### 3. 2. 2 ICOにおける組織スキーム

- ②ICOはこの「規制のサンドボックス制度」の主要対象となり得る分野を具体的に提案している点
- 中央銀行デジタル貨幣、ドローンの商業利用、消費者健康技術、分散型金融、ゲノミクス、没入型テクノロジーと仮想世界、ニューロテクノロジー、次世代IoT、次世代検索、パーソナライズされたAI、量子コンピューティング
- ICOはこれらの分野に属する参加者を想定し、そこからICOが準備する「サンドボックスチーム」への参加を求めるというスキーム

### 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

#### 3. 2 ICOにおける制度スキームと実践例

##### 3. 2. 2 ICOにおける組織スキーム

- ③「サンドボックスチーム」は専門能力を有する人的組織（2025年1月現在は5名）を擁する
- 「テクノロジー・ポリシー、プライバシー・イノベーション、ポリシー、インテリジェンスなどの専門知識を持つ同僚」との緊密な連携を図ること
- ICO全体での組織的な対応が予定されていること

### 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

#### 3. 2 ICOにおける制度スキームと実践例

#### 3. 2. 3 実践例に照らした統合化スキームの特徴

- 制度の利用を官民機関問わずに募集をし、そこからの任意の問合わせに対して、個別に回答をしていくというやり方
- 革新的技術の開発に際して課題を自ら見つけたうえで、パーソナルデータ利活用の際に個人情報保護制度との整合性にどのような課題となるかは、開発者自身のイニシアティブが求められる

# 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

## 3. 2 ICOにおける制度スキームと実践例

### 3. 2. 3 実践例に照らした統合化スキームの特徴

表 「規制のサンドボックス」制度申請対象分野と関連事業者等

分野	内容	事業者
公共	子供のプライバシー同意管理プラットフォーム 子供向けオンラインスペース等提供	Seers Yoti
	ギャンブル関連の損害低減	Gambling Commission Betting and Gaming Council
	精神科通院患者支援	FlyingBinary
	退役軍人支援	CDD Services
	教育支援	Good With
	ホームレス化予防・救済	Crisis
民間 サービス	金融サービス・フィンテック	Smart Data Foundry
	旅行客サービス	Zamna
刑事	金融犯罪防止	複数の金融規制機関
	サイバー犯罪対策のパーソナルデータ処理	Global Cyber Alliance
	暴力事件減少支援	Thames Valley Police

出典: Information Commissioner's Office, *Regulatory Sandbox Insights Report 2024* (July 2024), p.4-7 を参考に作成

### 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

#### 3. 2 ICOにおける制度スキームと実践例

#### 3. 2. 3 実践例に照らした整合化スキームの特徴

- 健康、中央政府、金融、高等・生涯教育 (higher and further education) または法執行部門とのデータシェアリングに係る革新的技術を対象: 「プライバシー向上技術 (privacy-enhancing technologies)」、「分散型台帳 (distributed ledgers)」技術に関連するもの
- 各事業者・規制機関等がパーソナルデータの処理等に係る技術支援を受けることを目的とした制度利用という位置づけ

# 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護

## ——イギリスにおける実践例

### 3. 3 検討と課題

- ①ICOによる実践例が「規制のサンドボックス制度」を、現時点では革新的技術の進展の機能を果たすための手段として利活用されているとは言い難い面がある
- ICOのインサイト報告書からは、相談実績が掲げられている：革新的技術の進展がもたらす実績ではない
- 革新的技術の進展を目指すうえでの機能については、その可能性について依然課題が残されている

## 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例

### 3. 3 検討と課題

- ②ICOはインサイト報告書の中で、革新的技術を用いたパーソナルデータの処理に係る課題についてICO自身が実践例を明示するには至っていない
- 実践例として「規制のサンドボックス制度」を活用した課題解決に向けた進展は依然見られない？

### 3 規制のサンドボックス制度と個人情報保護 ——イギリスにおける実践例 3.3 検討と課題

- ③アジャイル・ガバナンスの思考にある法規制の共同構築(共同規制等)の発想: ICOの実践例を見る限り「規制のサンドボックス制度」を通じてこれを実現するところには至っていない
- 個人情報保護法に備わる規律・強化ベクトルとの関係を維持しつつ、革新的技術の活用方法の限界を画するといった意味での整合化を図ることを企図したもの

## 4 おわりに

- アジャイル・ガバナンスに係る最終報告書にも触れられているパーソナルデータの利活用と個人情報保護法との関係性：法順守（コンプライアンス）型の課題指向に照らした法規制の存在意義は、ICOの実践例を見る限り、類似の立場がとられているという見方は可能？